

道の駅八王子滝山指定管理者要求水準書

道の駅八王子滝山（以下「道の駅」という。）の指定管理者が行う業務の内容、その範囲及び履行方法は、「道の駅八王子滝山指定管理者募集要項」に定めるもののほか、この**要求水準書**による。

1. 総則

(1) 本要求水準書は、道の駅の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

(2) 道の駅の管理代行に関する基本的な考え方

道の駅を管理・運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- ① 道路利用者への良好な休憩の場の提供、地域情報の発信等により、市民と来訪者との交流を促進するとともに、農産物等の地場産品の販売による地域産業の振興に資するという設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- ② 地域の特産物を優先して取り扱うこと。
- ③ 施設の衛生面には十分留意し清掃を徹底すること。
- ④ 効率的な運営を行うこと。
- ⑤ 地域住民の雇用に努めること。

2. 管理する施設の概要

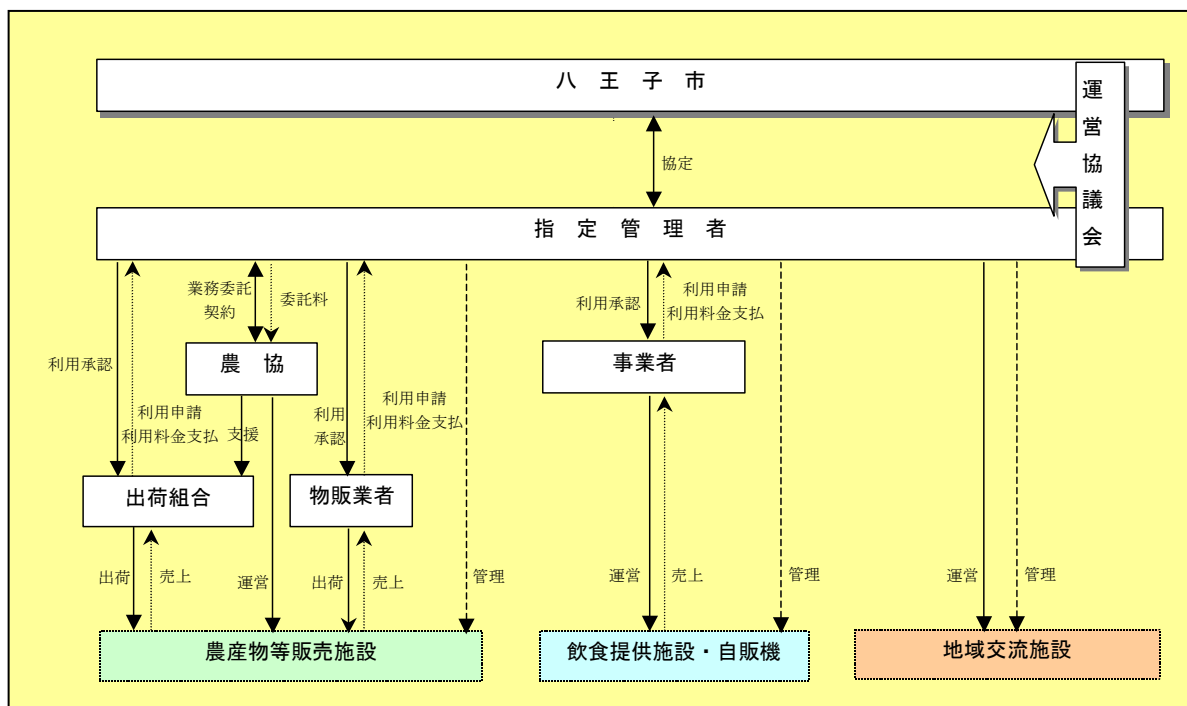
- (1) 農産物等販売施設 479.25㎡
- (2) 飲食提供施設 299.75㎡
- (3) 地域交流施設 353.31㎡（交流ホール、会議室、倉庫）
※ 防災機能（防火水槽40t、防災倉庫（飲料水・非常食・毛布等の備蓄）、下水道直結式簡易テントトイレ、手漕式簡易井戸等）
- (4) 自動販売機置場 3.72㎡
- (5) 公衆便所 102.25㎡（男女合計19器、24時間使用可能）
- (6) 駐車場（大型車5台、普通車55台、身障者用2台）（24時間使用可能）
- (7) 第二駐車場（大型車4台、普通車41台）（午前9時から午後8時まで使用可能）
- (8) プレハブ倉庫 80.00㎡
- (9) その他 84.12㎡（軒下、受水層ポンプ室）
- (10) 道路管理区域 426.65㎡（東京都建設局との協定に基づき市が管理する区域）
- (11) 河川管理区域 773.12㎡（東京都建設局の占用許可に基づき市が管理する区域）
- (12) 喫煙所 平成28年度中に設置予定

3. 法令等の遵守

道の駅の管理運営にあたっては、本要求水準書のほか、次に掲げる法令等のほか、道の駅の管理運営に必要な法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 八王子市道の駅条例（平成18年八王子市条例第33号。以下「条例」という。）
- (3) 八王子市道の駅条例施行規則（平成18年八王子市規則第57号。以下「規則」という。）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）
- (6) 八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）
- (7) 八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱
- (8) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
- (9) 障害者差別禁止法

4. 管理運営体制図



5. 全般的な管理に関する業務内容

(1) 管理業務の範囲

- ① 指定管理者は、施設全体の管理運営を実施する。

- ② 指定管理者は、農産物等販売施設及び飲食提供施設の管理者となるとともに、地域交流施設の管理運営者となる。
- (2) 指定期間
- 平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間とする。
- (3) 地域との連携及び協働
- ① 指定管理者は、管理運営業務の実施にあたり、地域住民との連携及び協働を図り、道の駅の周辺地域を活用し地域住民と道路利用者の交流を促進する文化・物販・観光イベント等を開催する。
 - ② 施設全体の管理運営に関して審議調整するため、別途道の駅八王子滝山運営協議会を設置するので、指定管理者は、同協議会の意見、要望等を可能な限り尊重して指定管理業務を実施するものとする。
 - ③ 指定管理者は、関連する市内他施設との連携に配慮する。
- (4) 職員の管理に関すること
- ① 指定管理者は施設責任者、駅長その他必要な職員を配置する。
 - ② 指定管理者は開場時間中、施設管理者として責任者もしくは、その代わりとなる職員が必ず1名以上常駐するものとする。
 - ③ 指定管理者は、地域住民を優先して雇用する。
 - ④ 職員の勤務形態は、道の駅の運営管理に支障がないように定める。
 - ⑤ 職員に対して、施設の運営管理に必要な接遇などの研修を実施する。
- (5) 販売促進に関すること
- ① 指定管理者は、利用者数の拡大のために、有効な集客方策を実施する。
 - ② 指定管理者は、利用者を顧客化する仕組みを導入するなど、販売促進に努める。
 - ③ 指定管理者は、利用者の満足度を高めるためにサービスの向上に関する施策を実施する。
 - ④ 指定管理者は、利用者等の意見及び要望を適切に把握し、並びにその要望等実現するよう努める。
 - ⑤ 指定管理者は、市の要請に応じて施設外での販売促進及び道の駅のPR活動を行う場合がある。
- (6) 情報発信に関すること
- ① 指定管理者は、道の駅独自の魅力あるインターネット・サイトを開設し適宜、更新、運用する。
 - ② 指定管理者は積極的に市内外へ情報を発信するなど広報宣伝活動を行い、広域的な集客に努める。
- (7) 施設の運営に関すること
- ① 指定管理者は、年間の事業計画を作成する。
 - ② 指定管理者は、年間事業計画に基づき、農産物等販売施設及び飲食提供施設の占

用利用者と調整し、必要に応じて経営指導や職員の育成を行うなど、営業力の向上を図る。

(8) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ① 施設や設備の適正な管理を行うとともに、受水槽、消防設備、電気設備、空調機器、自動ドア等の保守管理を行うこと。
- ② 指定管理者は、日常清掃及び定期清掃を行い、施設内の良好な環境を保つこと。
- ③ 指定管理者は、日常警備及び夜間警備を行うこと。

なお、施設に防犯カメラを設置する場合には、「八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱」に基づく管理・運用に関する業務を併せて行うこと。

(9) その他

- ① 災害・緊急時等における防災機能の運用に関する業務を行う。
- ② 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行う。
- ③ 災害・緊急時等には原因を調査し調査報告書を農林課長に対し提出する。
- ④ 管理運營業務のサービス水準向上を目的とする利用者の満足度を調査し、調査終了後に調査報告書を提出する業務を行う。

6. リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は別紙のとおりとする。ただし、別紙に定める事項に疑義が生じ、又は別紙に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を定めるものとする。

7. 損害賠償

- (1) 指定管理者は、本業務の実施について、自己の責に帰すべき理由により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理者の指定が取り消された場合において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (3) 損害賠償額は、市と指定管理者が協議の上、定めるものとする。

8. 保険

当該施設の管理運營業務を実施するにあたり、指定管理者が加入していなければならない保険は次のとおりとする。

- (1) 指定管理者及び施設利用者に対する傷害保険
- (2) 施設賠償責任保険
- (3) その他指定管理者が必要と認める保険

9. 農産物等販売施設に関する業務内容

(1) 利用承認に関すること

- ① 地場産農産物の販売については、「道の駅八王子滝山農産物直売所出荷組合（以下「出荷組合」という。）」に対して条例第6条第1項の規定に基づき利用の承認をすること。
- ② 地場産農産物以外の販売については、指定管理者が事業者（物販業者）を指定し、利用の承認をすること。指定管理者自らが物販業者となることも可能である。
- ③ ①以外の地場産農産物の販売として、惣菜の製造・販売コーナーを自主運営による市内農業者のグループに対して利用の承認をすること。
- ④ 前3号の利用承認を受けた者は、条例第7条の規定に基づき、指定管理者が定める売上額に一定割合を乗じて得た額の利用料金を支払う。

(2) 売上管理に関すること

- ① 指定管理者が、農産物等販売施設（(1)③の惣菜の製造・販売コーナーを除く。）の売上管理を実施する。
- ② POSレジシステム機器一式は指定管理者の費用負担により導入し、管理運用する。
なお、POSレジシステムは、生産者ごと及び品目ごとに売上を管理できるとともに、生産者及び消費者に対して適切に情報提供が可能な機種を選定すること。
- ③ 指定管理者は、農協とレジ管理に関する業務委託契約を締結して委託料を支払う。
- ④ 農産物等販売施設の従業員の指導・訓練は、指定管理者が実施する。
- ⑤ 農産物等販売施設の売場管理は、指定管理者の指導・支援のもと、それぞれ使用承認を受けた事業者（占有利用者）及び農協が連携して実施する。

(3) 出荷組合に関すること

- ① 事務局に関すること
 - ・ 出荷組合の事務局は農協が担当する。
 - ・ 農協は手数料などに関する事務を行う。
 - ・ 指定管理者は、農協と出荷組合と連携して、農産物の魅力を高め、販売拡大を図る。
- ② 出荷組合の業務内容に関すること
 - ・ 出荷組合は、農産物の年間生産計画を作成する。
 - ・ 出荷組合員は、自らが生産した農産物を出荷する。
 - ・ 出荷組合は、売れ残った農産物を引き取る。
 - ・ 出荷組合は、売上金を組合員へ配分する。

(4) 地場産農産物以外の販売に関すること

- ① 物販事業に関すること

- ・ 物販業者は商品の仕入れ、陳列、販売、管理を実施する。
 - ・ 地場産以外の農産物の仕入販売も時期あるいは品目によっては可能とするが、あくまでも地場産農産物を優先させるものとする。
 - ・ 市内で製造・販売されている極力食にこだわった商品を個別に仕入れ、または委託販売する。
- ② 地場産品に関すること
- ・ 物販業者は、農産物以外でも地場産品を優先して取り扱うことが求められる。
 - ・ 地場産品とは、八王子市内で生産された原料を活用した産品、または市外の原料を使いながら八王子市内で製造された産品とする。
- (5) 設備等に関すること
- 農産物等販売施設内のトイレ、冷蔵庫、控室、更衣室等は、従業員のほか、惣菜の製造・販売グループ等と共同で利用させること。

10. 飲食提供施設に関する業務内容

- (1) 利用承認に関すること
- ① 飲食提供施設については、指定管理者が事業者を指定し、利用の承認をすること。
指定管理者自らが事業者となることも可能である。
- ② ①以外の飲食の提供として、アイスクリームの製造・販売コーナーを自主運営による市内酪農家、惣菜の製造・販売コーナーを自主運営による市内農家に対して利用の承認をすること。
- ③ 前2号の利用承認を受けた者は、条例第7条の規定に基づき、指定管理者が定める売上額に一定割合を乗じて得た額の利用料金を支払う。
- (2) メニューに関すること
- 事業者は、八王子市内の素材や食文化を最大限に活用したメニューの提供に努めなければならない。
- (3) 管理に関すること
- ① 指定管理者は、厨房を居抜き状態利用させるものとし、事業者の費用負担により機器を導入し、管理運用するものとする。
なお、現時点では、アイスクリームの製造・販売コーナー以外に3事業者が出店可能な設計となっているが、厨房を一つにするように設計変更も可能であるので、留意すること。
- ② 指定管理者は、事業者に対して販売促進や経営指導を実施する。
- ③ 光熱水道費、軽微な修繕経費等については、条例第8条、規則第8条の規定により、事業者負担にすることができる。

1 1. 地域交流施設に関する業務内容

- (1) 管理・運営に関すること
 - ① 指定管理者が地域交流施設の管理・運営を実施する。
 - ② 条例第6条第1項の規定に基づき利用の承認をすること。
 - ③ 前号の利用承認を受けた者は、条例第7条の規定に基づき、指定管理者が定める額の利用料金を支払う。
 - ④ 地域交流施設は、施設の入り口であることから、施設全体の利用者の円滑な流動を妨げるような利用を行ってはならない。
- (2) 事業内容に関すること
 - ① 集客とにぎわいを創出するイベント等を開催する。
 - ② 道の駅の周辺地域住民と道路利用者との交流を促進するイベント等を開催する。
 - ③ 道の駅利用者のニーズに対応した商品やサービスについて、催事として限定的に販売できる。
- (3) 情報発信機器に関すること
情報発信機器は、大型ディスプレイと小型タッチパネル式の検索用機器とし、指定管理者の費用負担により機器を導入し、管理運用するものとする。

1 2. 自動販売機設置に関する業務内容

- (1) 利用承認に関すること
 - ① 自動販売機置場については、指定管理者が事業者を指定し、利用の承認をすること。指定管理者自らが事業者となることも可能である。
 - ② 前号の利用承認を受けた者は、条例第7条の規定に基づき、指定管理者が定める売上額に一定割合を乗じて得た額の利用料金を支払う。
 - ③ 光熱水道費、軽微な修繕経費等については、条例第8条、規則第8条の規定により、事業者負担させることができる。

1 3. トイレに関する業務内容

- (1) トイレの管理に関すること
トイレとしての機能を失うことなく、利用者が24時間、安全で清潔に利用できるように管理する。

1 4. 駐車場に関する業務内容

- (1) 駐車場の管理に関すること
利用者が24時間、安全で快適に利用できるように管理する。
(ただし第2駐車場の開場時間は午前9時～午後8時までとする。)

15. 管理経費等について

(1) 経費負担区分

項 目		市	指定管理者
(1)備品	修繕	一件 30 万円以上	一件 30 万円未満
	更新	○	
	新規購入	事案による	
(2)施設	修繕	一件 50 万円以上	一件 50 万円未満
	増改築・設備の更新	○	
(3)災害その他の事故による施設・備品の修繕		事案による	
(4)保険		建物損害保険 市施設の瑕疵に起因 する事故等の賠償責 任保険	指定管理者が必要と 認める業務遂行上の 瑕疵に起因する事故 等の賠償保険
(5)農産物等販売施設のレジ機器リース料			○
(6)情報発信機器リース料			○
(7)受信料等			○
(8)関東「道の駅」連絡会会費		○	
(9)全国「道の駅」連絡会会費		○	

(2) 備品負担区分の概要

項 目		市	指定管理者
(1)農産物等販売 施設	売場	陳列台 ショーケース	POSレジ機器一式
	バックヤード	○	
	惣菜コーナー	○	
	その他	事案による	
(2)飲食提供施設	飲食スペース	○	
	厨房		○(事業者)
(3)地域交流施設	交流ホール	右記以外の備品一式	情報発信機器
	会議室	○	
	倉庫	○	
	事務室	右記以外の備品一式	OA機器一式
(4)公衆便所	○		

※ 上表にかかわらず、市が整備した備品に不足すると認められる場合には、金額に係らず、指定管理者の費用負担により備品を購入するものとする。

16. 報告業務等

(1) 事業報告

指定管理者は会計年度終了後、30日以内に管理業務の実績、利用状況、利用料金の収入実績、管理に係る経費の収支状況等の事業報告書を提出すること。

(2) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(3) 独立した会計帳簿と専用口座

指定管理業務に係る収支を適切に管理するため、独立した会計帳簿の作成および専

用の口座を開設すること。

(4) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の立入検査を行うことができる。

17. 個人情報の保護

- (1) 指定管理者は、本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、八王子市個人情報保護条例（平成16年条例第33号）その他の関係法規等を遵守するものとする。
- (2) 指定管理者は個人情報保護の規程の整備に努めるものとする。
- (3) 個人情報の保護については、協定期間が満了し若しくは指定を取り消された後においても遵守するものとする。

18. セキュリティ対策

指定管理者は「八王子市指定管理者における情報セキュリティガイドライン」に基づきセキュリティ対策を図ること。

19. 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して業務を円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な運営を行うこととし、特定の個人、団体等に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定、要綱等を作成する場合は、市と協議を行うこと。
- (3) 各種規定等がない場合は、市の諸規定に準じて、あるいはその精神に基づいて業務を実施すること。
- (4) 指定管理者は、この要求水準書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議し決定する。
- (5) 指定管理者が変更となる際の業務の引継ぎは円滑に行うこと。また引継ぎの際の業務に関しては、新たな指定管理者は指定管理業務の準備行為であるため指定管理業務には含まない。

20. 災害応急活動

(1) 災害応急活動

指定管理者は災害時には応急活動として「施設管理者としての責務としての活動」と「市の災害対応への活動」を行う。
「施設管理者としての責務」

① (行政機関、地域への協力活動)

市その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払うこと。

② (安全確保)

震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めること。

③ (一斉帰宅の抑制、備蓄)

東京都帰宅困難者対策条例に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めること。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めること。

④ (従業員への安全対策)

あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知徹底に努めること。

⑤ (震災対策活動)

管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めること。

⑥ (防災計画の策定)

事業活動に関して震災を防止するため、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成すること。

「市の災害対応への活動」(例)

- ・ 避難所開設に関すること。
- ・ 避難者の受入に関すること。
- ・ 避難所の運営の協力に関すること。
- ・ 一時滞在施設の開設に関すること。
- ・ 帰宅困難者の受入に関すること。
- ・ 物資配送拠点の開設準備の協力に関すること。
- ・ 物資の受入、仕分け、保管の協力に関すること。

(2) 平時からの取組

迅速かつ的確な災害対応を行うため、市と指定管理者は、災害時における当該施設

の位置付けや、互いの初動対応について共通認識を持ち、合同による防災訓練を行うなど、平時から災害対応に向けた連携を図ることとする。なお、複合施設は、関連所管も含め連携強化を図ることとする。

(3) 災害応急活動等に係る費用負担

市の要請に基づき、協力業務を指定管理者に実施させた場合は、協力業務終了後、当該業務に要した費用を市に請求させ、市が必要と認めた費用は、市が負担するものとする。

(4) 備蓄品の費用負担

避難所、一時滞在施設に指定されている施設については、避難者、帰宅困難者に係る備蓄品の費用は市が負担する。施設で働く職員に係る備蓄品の費用については、指定管理者が負担する。

2.1. 市のイベント等への協力

- (1) 指定管理者は、市のイベント等が行われる場合に道の駅のPR・物販・観光イベント等を開催し協力すること。
- (2) 平成29年度に実施される八王子市市制100周年行事に積極的に参加、協力、実施、提案すること。
- (3) 市制100周年記念の中心的事業関連事業である「全国都市緑化はちおうじフェア」について、道の駅はサテライト施設としての役割を担うため、十分にイベント内容を理解し緑化フェアの開催会場としておもてなし整備に配慮すること。
- (4) 指定管理者は平成29年度に、オープン10周年記念イベントを開催すること。

2.2. 環境対策

指定管理者は指定管理業務を実施するにあっては、「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン」と同等の取り組み、もしくは「八王子市環境マネジメントシステム(LA S-E)」に基づき環境に配慮した取り組みを行うこと。

2.3. 障害者への合理的配慮に対する対応

指定管理者は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を遵守し、障害者に対して不当な差別的取扱いをしないよう必要な対策を講じなければならない。

その際、障害者への合理的な配慮を行う手法として、「八王子市指定管理者における差別解消に向けたガイドライン」を参考に、想定される事案については具体的な対応方法を定めるようにしなければならない。

市は、指定管理者が作成した対応方法の確認を行い、モニタリングにおいて執行状況の確認を行う。

「リスク分担表」

- ・ 本表は、リスク分担の全体像を俯瞰できるように一覧形式にまとめたものである。
- ・ 本表に定める事項で疑義がある場合または、本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定する。

(甲：市 乙：指定管理者)

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
準備段階	応募手続き	応募費用の負担に関するもの		○	
	募集要項	募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの	○		
	準備手続き	指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの		○	
事情変更	法令等の変更	管理運営にかかる法令変更			○
	税制度の変更	消費税率の変更			○
		法人税・法人市民税率の変更		○	
		上記以外で管理運営に影響する税率の変更			○
	物価変動	人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの		○	
		著しい物価変動が発生した場合			○
	金利変動	金利変動に伴う費用負担に関するもの		○	
	需要変動	当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの		○	
	不可抗力	テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの			○
テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲）		○			

業 務 執 行	業務内容の変更	甲の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの	○		
		乙の帰責事由により経費の増加に関するもの		○	
	災害応急活動	甲の要請に基づき乙が協力業務に要した費用に関するもの	○		
	一部委託	乙が甲の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの		○	
	債務不履行	甲の協定内容の不履行に伴うもの	○		
		乙の協定内容の不履行に伴うもの		○	
	第三者賠償（※1）	乙の帰責事由により第三者へ損害を与えた場合		○	
		上記以外の場合	○		
	保険への加入（※2）	施設等に係る火災保険及び災害保険への加入	○		
		利用者に係る傷害保険及び責任賠償保険への加入		○	
	運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品による事故や火災等による臨時休館等に伴うリスク		○	
		管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク			○
		大規模商業施設の出店予定に伴う運営リスク		○	
	資料・展示品等の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○	
上記以外の場合		○			
セキュリティ	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○		

区分	リスクの種類	リスクの内容	甲	乙	甲乙協議
財産管理	施設瑕疵	施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの	○		
	施設損壊・損傷・劣化	乙の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの		○	
		上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの	○		
	備品等の損壊・損傷・盗難	乙の帰責事由による場合		○	
		上記以外の場合	○		
	施設等の修繕	施設等の大規模な修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。）	○		
上記以外のもの			○		
事業終了	指定の取り消し	乙の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（乙の損害・損失及び乙の甲又は第三者への賠償も含む）		○	
	事業終了・引継ぎ	事業終了時の現状復帰、業務引継ぎに関するもの		○	

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。

(※1)

ア. 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負うものとする。

イ. アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとする。

(※2)

ア. 指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲でレジャー・サービス施設費用保険等に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じること。